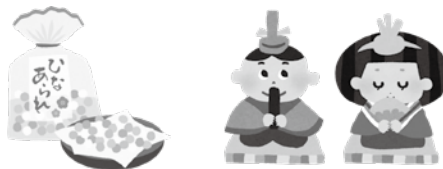


大山恵みの里だより vol.162



3月3日はひな祭り

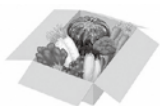
節分も終わり、2月中旬頃から道の駅はひな祭りです。地元元の原料を使用した「ひなあられ」「ぼん菓子」などが並びます。コロナ禍のため、外出しにくい状態ですが子どもたちの健やかな成長を見守りたいです。



春の訪れ 第2弾

3月に入ると気温も少しずつ上がり、道の駅、みくりや市にも春の訪れをお知らせする新物の板わかめが店頭に並びます。毎年、多くの方々がお心待ちにする一品です。

今年はまだなかなか県外から帰って来にくい状況ですが、道の駅、みくりや市から全国発送もします。ぜひ、足を運んでください。



みくりや市 「しぶ木市」開催

毎年恒例の春のお彼岸しぶ木市を開催いたします。

◆期間

3月15日(火)～17日(木)

詳しくは

新鮮野菜直売所 みくりや市

☎0859-48-4760

営業時間 9時～16時(日曜休み)

道の駅営業時間の変更

道の駅では、2月で冬季営業時間は終了し、3月からは通常通りの営業時間になります。

9時開店～18時まで。

会員募集中

大山恵みの里会では、会員を募集しています。

「野菜は作っているけど、家庭菜園だから…」 「野菜等作りたいけど何を作ったらいいかわからない」「花をつくるのは好きだけど…」等、いろんな状況から一歩踏み出せない方々、ぜひ一度、ご相談ください。

道の駅大山恵みの里

☎0859-54-6030

(一財) 大山恵みの里公社

☎0859-54-6600



はい!

消費生活相談窓口です

～引越トラブル～

引越で荷物が破損・紛失!

*複数見積もりで検討。荷物確認は速やかにしましょう



早めに確認!

【事例1】

引越後、テーブルに傷がついていることに気がつきました。購入から3年経っていますが大切に使用していました。傷が目立つので、新品に交換して欲しいのに、運送業者に対応できないと言われました。(40歳代)

【事例2】

引越4か月後、小物を入れた箱がないことに気がつきました。補償を求めましたが断られました。運送業者に責任は問えないのでしょうか。(60歳代)

【アドバイス】

●引越の契約は、多くの運送業者が国の定めた標準引越約款(引越契約のルール)を使用しており、原則、このルールに基づいて行われています。

●約款で荷物の破損や一部紛失の賠償は、直接生じた損害となっており、事業者が新品を求めることはできません。

●損害を事業者に出る期間は、荷物を受取ってから3か月以内で、申し出がない場合、事業者の責任も3か月でなくなります。

トラブルにあわないために

●複数の事業者から見積もりを取り、価格だけでなくサービスの内容も検討し、提示された約款もよく読んで不明なことは確認しておきましょう。

●荷造り際には、箱の中身を写真に撮ったり、箱に番号を明記したり、荷物がわかるようにしておきましょう。

●引越完了後は、速やかに荷物を確認し、紛失や破損に気が付いたらすぐに事業者と連絡をしましょう。

*お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

大山町役場住民課

☎0859-54-5210(平日)

鳥取県消費生活センター

☎0859-34-2648(平日・土日)